

# 公判前に現場検証

熊地裁

## チッソ水 俣工場で 触媒母液など採取

水俣病裁判の第二回公判の前に、熊本地裁は十一日午前十一時から、チッソ水俣工場内で証拠保全のための現場検証を行ない、水

俣病の原因物質のメチル水銀化合物を含むといわれるアセトアルデヒド触媒母液など百リの採取を行なった。

この検証は原告側水俣病患者家庭互助会訴訟派が九月二十九日行

なした証拠保全の申し立てに基づいて行なわれたもので、熊本地裁からは斎藤裁判長ら五人が出向き、原告側からは弁護団の森井護士ら九人と補助員の横田新目警務組委員長、被告側は塚本弁護士ら二人が立ち会い、原告の渡辺英蔵さんら患者家庭互助会訴訟派の二十八人も工場内に入って近くから

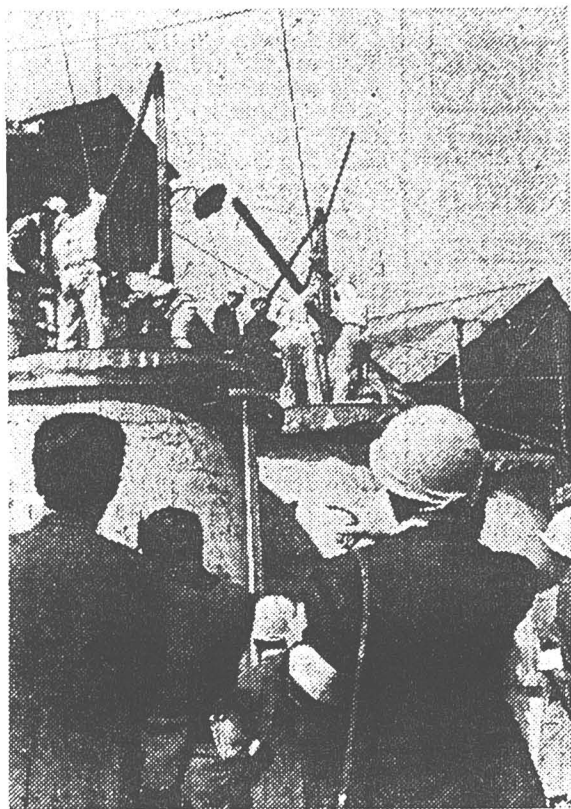
検証の様子を見守った。

一行は、佐々木チッソ水俣支社長、吉川工場長らの案内で旧アセトアルデヒド工場横にある六基の

タンクを見、このうち残量の多い三基からアセトアルデヒド触媒母液各二十リを採取さらに精溜りゆう、塔の旧生成器と蒸発器から洗浄水各二十リ、合わせて百リを採取した。

今回の検証は同工場が現在廃棄

中の触媒液を保存するのが目的で、原告はこの液がすべて廃棄されてしまえば水俣病の原因物質が現実には存在しなくなるとして、保全を申し立てていた。会社側は「この液は完全循環式の触媒母液で、いわゆる廃液ではないので証拠としての直接的な能力はないはずだ」といつているが、裁判所側の任意提出に応じたため提出命令は出されなかった。採取作業はすべて工場従業員の手で行なわれ三十分で終了した。採取した百リ液体は熊本地裁で保管する。



触媒採取を見守る裁判官、弁護士の一行